

学校いじめ防止基本方針

柏市立富勢西小学校

平成25年12月1日策定

令和7年 4月4日改定

1 いじめに対する基本理念

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、該当行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。調査においては、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

（平成25年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）抜粋

上記の考え方のもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるものである」という基本認識をもち、対応する。また、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題の対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わず、誠意をもって対応する。

(2) インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットいじめとは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを行うと定義する。

このようなネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、ネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行う。ただし、当事者（書き込みされた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス業者）ではないため、削除や発信者情報開示は代行しないこととする。

(3) 重大事態について（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 令和6年8月改訂版 より抜粋）

- ・重大事態とは“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す。

2 学校いじめ対策組織

(1) 生徒指導委員会

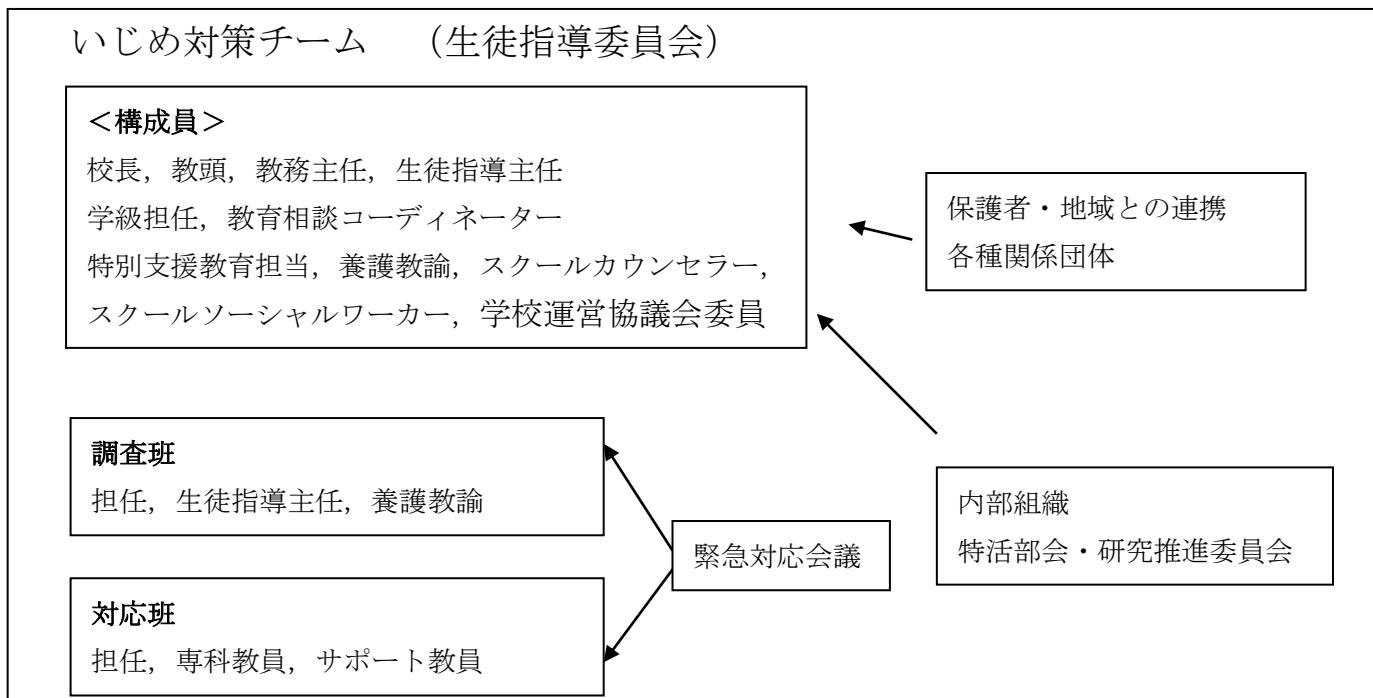
① 構成

生徒指導主任を中心として、管理職、教務主任、全学級担任、教育相談コーディネーター、

特別支援教育担任、学校運営協議会委員、養護教諭、PTA会長、学校医で構成する。緊急時においては、上記のメンバーだけではなく、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーも要請する。日常的な業務については、校内の生徒指導部会が担当する。

② 役割

月1回情報を収集し、職員会議において全教職員で問題行動を有する児童の現状や指導についての共通理解を図る。緊急時の対応においては、必要に応じて校内での委員会を開催する。



3 いじめの未然防止

（1）児童・保護者への啓発活動

日頃生じる様々な事態については、学年・学級での指導及び全校での指導を徹底する。全校指導は、全校朝礼や校内放送等の機会を活用する。全校児童に「いじめは絶対に許されないことであり、見て見ぬふりをすることも、間接的にいじめに加担することになる」ことを、教育活動全体を通じて周知する。

保護者に対しては、授業参観において道徳や特別活動の授業を展開し、命の大切さや友達の大切さについての指導を通じて、学級や学校での取り組みを理解してもらう。また、校長の発行している「学校だより（はちの子）」においても継続的に啓発する。

（2）教職員の意識の向上

教職員の差別的発言や児童を傷つける発言等、心ない不適切な発言や行動、体罰がいじめを助長することを、日頃から意識づける。

（3）わかる授業の展開

生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開に努め、児童一人一人が自己決定できる場

面を設定し、自己肯定感を高める取り組みに努める。

(4) 児童の取り組み

児童会が中心となり、ふれあい活動（異学年交流）を行う。また、道徳の授業における「いじめのない世界へ」の中で、発達段階に応じて、「おたがいを思いやること」について、自分のこととして考える。そして、それを学校生活に生かしていく。

4 いじめの早期発見

(1) アンケートの実施

全校児童に対して、年間に5回（1学期2回、2学期2回、3学期1回）いじめアンケート調査を実施する。アンケート結果をもとに、担任が当該児童と個別に面談し、状況によっては教育相談担当や養護教諭、管理職とも面談を重ねる等、組織で対応する。アンケート等の保存期間は、児童生徒や保護者から、長期間の経過後にいじめ重大事態の申し立てがなされることもあり得ることを踏まえ、国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則に則り、5年保管とする。

(2) 教育相談の実施

児童については、校舎内に設置している「相談ポスト」で、いつでも相談できるようにする。また、保護者の教育相談は常時受け付ける。相談内容によってはスクールカウンセラーと連携して対応に当たる。

(3) 日常的な取組

児童の発言や行動に目を配り、いじめの早期発見に努める。気になる言動がみられた場合、毅然とした態度で適切な指導を行う。

5 いじめの相談・通報体制

(児童)

- ・主な窓口は学級担任及び養護教諭、生徒指導主任、教頭
- ・直接相談できない児童には、「相談ポスト」の活用を周知し、担任・担任外に関わらず相談したい職員を指名して相談ができるようにする。

(保護者)

- ・常時相談を受け付ける。養護教諭及び教育相談担当者、教頭が対応する。
- ・保護者には、保護者会等で、具体的な事例に即して法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さないじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有する。

6 いじめを認知した場合

(いじめを受けた児童への対応)

一次対応（緊急対応）

- ①いじめの事実関係を正確に把握する。

②いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、全面的な支援（心のケア）をする。

③校長及び関係職員、保護者に把握した事実と今後の対応を伝える。

二次対応（短期対応）

④保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめを受けた児童を支援する体制を整える。

三次対応（長期対応）

⑤いじめを受けた児童の学級及び集団への適応を促進する。

（いじめを行った児童への対応）

一次対応（緊急対応）

①いじめの事実と経過を、複数の教師で確認する。

②校長、関係職員及び保護者に把握した事実関係を正確に伝える。

二次対応（短期対応）

③いじめの態様等により指導方針を立案し、職員間の共通理解を図る。

三次対応（長期対応）

④規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導する。

7 情報提供

当該児童への確認、周囲の児童や保護者等、第三者への確認をし、児童の個人情報の扱いに十分留意した上で、正確な情報を提供する。いじめられた児童や保護者の心情を考慮し、よりよい解決を図るとともに、いじめた児童には事の重大さを認識させ、よりよい解決方法とともに考えさせる。併せて家庭での指導も依頼する。

8 指導

（1）いじめられた児童・いじめを知らせた児童

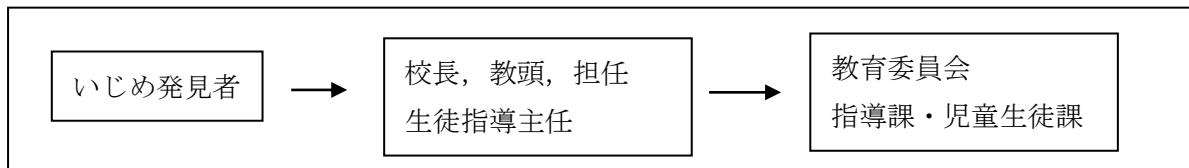
- 安心して学校に登校できるよう、養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、継続的に支援を行う。児童の苦痛を取り除くことを最優先とし、迅速な対応をする。
- 最後まで守り抜く姿勢や秘密を守ることを伝え、心の安定を図るようにする。

（2）いじめた児童・傍観者となっている児童

- いじめに至った心情やその状況などについて十分に話を聞き、いじめをした児童の背景にも目を向けるようにする。
- 心理的な孤立感を与えないように配慮する一方で、毅然とした態度と粘り強い指導を行い、いじめが人として許される行為ではないことを認識させる。
- 見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることについて理解させ、いじめを許さないという態度や心情の育成に努める。

9 重大事態への対応

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合は、事実を正確に把握し、慎重かつ迅速に対応する。



- ・ 教育委員会の指導のもと、柏警察署（7148-0110）や柏児童相談所等の関係機関と連携し、対応に当たる。
- ・ 事案によっては、学校すべての保護者に説明する必要の是非を判断し、当該児童や保護者の同意を得たうえで、緊急保護者会を開催する。
- ・ 外部との窓口は一本化し、教頭が対応する。

10 公表・点検・評価について

- ・ 児童や保護者から得たいじめアンケートを分析し、実態に応じた対応をとる。
- ・ 学校が実施する年度末の教育課程の反省において、本校のいじめ基本防止方針を振り返り、改善点を話し合って次年度に生かすようにする。
- ・ いじめ対策チームを中心として、組織が有効に機能しているかについて定期的に管理職による点検と評価を行い、児童や地域の実態に応じた取組を展開する。
- ・ 教職員に対しては、いじめ対応への様々な手法や指導方法を身につけるための研修を実施し、具体的な事例研究を計画的に行う。

11 改定等履歴

改定等年月日	概要
令和3年4月1日	2 学校いじめ対策組織 保護者・地域との連携（学校評議員削除） 5 いじめの相談・通報体制 主な窓口の部分、生徒指導主任を追加
令和4年4月1日	2 学校いじめ対策組織 ① 構成 教務主任 学校運営協議会委員を追加 音楽専科 学校評議員を削除 いじめ対策チーム＜構成員＞ 特別支援教育担当を追加 (1) 児童・保護者への啓発活動 「友だち」を「友達」に訂正

令和5年4月27日	<p>1 いじめに対する基本理念 (2) インターネットを通じて行われるいじめについて 書き込みの削除に関する文追加 (3) 重大事態について を追加</p> <p>2 (1) ①構成について 「教育相談担当」を「教育相談コーディネーター」に変更・スクールソーシャルワーカーを追加</p> <p>4 いじめの早期発見 (1) アンケートの実施について 保存期間に関する文を追加</p> <p>5 いじめの相談・通報体制 いじめの定義の共有に関する文を追加</p>
令和7年4月4日	<p>1 いじめに対する基本理念 (3) 重大事態についての重大事態の定義を変更</p>